

9月の無料相談

※9月15日(月・祝)と23日(火・祝)は除きます。

●相談名	●日 時	●場 所	●主な相談内容(相談員)
市民法律相談	毎週火曜日 11日(木)・18日(木)	13:00~17:00 広報広聴課(☎内線2376)	法律が関係する困りごと (弁護士) 予約制
税務相談	16日(火)	13:00~16:00 真鍋事務庁舎(☎824-5055)	相続税・贈与税などの税について (税理士) 予約制(予約時間10:00~14:00)
市民相談	月~金曜日	8:30~17:15 広報広聴課(☎内線2376)	要望、苦情、意見など (担当職員)
心配ごと相談	月・水・金曜日	13:00~16:00 社会福祉協議会(☎821-5995)	日常生活の困りごと、悩みごと (専門相談員)
行政相談	17日(水)	13:00~16:00 総合福祉会館(ウララ2 7階) (広報広聴課 ☎内線2376)	国・県に対する苦情、意見、要望 (行政相談委員)
消費者相談	月~金曜日	9:30~16:30 消費生活センター(☎823-3928)	商品、契約や多重債務などのトラブル (消費生活相談員)
家庭児童相談	月~金曜日	8:30~17:15 こども福祉課(☎内線2393)	18歳までの子どものすべてについて (家庭児童相談員)
育児相談	月~金曜日	9:00~17:00 地域子育て支援センター “さくらんぼ”(☎823-1288)	乳幼児のしつけ、生活習慣 (保育士)
早期療育相談	月~金曜日	9:00~17:15 療育支援センター 早期療育相談(☎822-3411)	言葉の遅れや落ち着きがないなど、子どもの 発達、行動面に関すること(早期療育相談員)
青少年相談	火~日曜日	10:00~17:15 総合福祉会館(ウララ2 8階) (青少年センター ☎823-7838)	青少年についての困りごと (専任相談員) 電話相談可
教育相談	月~金曜日	9:00~16:00 教育相談室(☎823-7837)	不登校やいじめなどの早期解決と防止 (教育相談員)
交通事故相談	月~金曜日 (水曜日は弁護士相談)	9:00~16:45 (13:00~16:00) 土浦合同庁舎(県南地方交通事 故相談所 ☎823-1123)	交通事故に関すること (県委嘱相談員)、(弁護士) 予約制
人権相談	月~金曜日	8:30~16:00 法務局土浦支局(☎821-0792)	家庭内の問題、いじめ、差別など (人権擁護委員、担当職員)
生活相談	毎週水曜日	13:00~16:00 新治地区公民館(☎862-2900)	生活上のこと、人権に関すること
ひきこもり専門相談	8日(月)	10:30~12:00 土浦保健所(☎821-5516)	ひきこもりについての困りごと(予約制)
精神クリニック	12日(金)・19日(金)	14:00~16:00	精神障害者の医療などに関すること (精神科医師) 予約制、1日2件まで

女性のための各種相談

フェミニスト相談	毎週水曜日 13日(土)	11:00~16:00 10:00~15:00	男女共同参画センター ☎827-1107 毎週月曜休館 (ウララ2 総合福祉会館7階)	夫婦のこと、対人関係や職場でのトラブルな ど(専門カウンセラー) 予約制
法律相談	25日(木)	13:30~15:30		法律が関係する困りごと (女性弁護士) 予約制
法律関連一般相談	12日(金)・26日(金)	13:00~16:00		法的な手続きについてなど (専門相談員) 予約制
一般相談(外国人相談を含む)	12日(金)・26日(金)	13:00~16:00		日常生活の困りごと、悩みごと (英語通訳あり。専門相談員) 予約制
配偶者や恋人からの暴力で悩む人のための電話相談	4日(木)・18日(木)	13:00~16:00	☎827-2525	身体的・精神的暴力などに関すること

無料点検にご用心！！ ～タダほど高いものはない～

消費生活センターから ☎823-3928

相談1 浄水器の無料点検にきた業者に、「使い方が悪いから汚れがひどい。これはもう使わないほうが良い」と言われ、新しい浄水器を46万円で購入した。契約書を見ると、以前購入した業者ではない別業者であることがわかったので、解約したい。

相談2 浄水器の無料点検にきた業者に、「この浄水器は5年後にフィルターを交換しなければならぬ。フィルターは10万円かかる」と言われ、永久にフィルター交換の必要のない浄水器を36万円で購入した。後でよく考えてみると、フィルター交換がいらないのはおかしいと気づき、業者に連絡を取ろうとしたところ、最初に購入した業者とは別業者であることがわかった。契約後1か月経ってしまったが、解約したい。

アドバイス! (相談1、2)ともに、無料点検と言って当初契約した業者を装い電話をかけてきていますが、

全く別の業者でした。

(相談1)は、クーリングオフ期間の8日以内であったためクーリングオフの手続きを行い、新しい浄水器を取り外し、元の浄水器を取り付けてもらいました。(相談2)は、契約後1か月経っていましたが、「永久にフィルター交換がいらない」と虚偽のセールストークがあったことを業者が認め、無条件で解約となりました。(相談1)同様、元の浄水器を取り付けてもらい、新しいものを返しました。

これらは「点検商法」というもので、無料で点検すると言って訪問し、点検後に不安をあまり、高額な商品売りつけるものです。点検商法には、浄水器のほかに、羽毛布団、排水管、床下の点検などがあり、初めから商品売るのが目的と考えられます。

“無料”という言葉に飛びつくのは危険です。

“タダほど高いものはない”と肝に銘じましょう。